

鞍手町

避難所運営マニュアル

(新型コロナウィルス感染症対応編)

令和2年6月

目 次

1 事前準備

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設	1
(2) 避難所のレイアウト等の検討	1
(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握	1
(4) 避難者の健康管理	1
(5) 発熱者等のための専用スペースの確保	2
(6) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	2
(7) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応	2
(8) 住民への周知	3
(9) 避難所運営を行う職員等の安全の確保	3

2 災害時の対応

(1) 住民への周知	4
(2) 避難所における感染症対策	4
(3) 避難者の健康管理	4
(4) 発熱者等の対応	5
(5) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	5
(6) 自宅療養者及び濃厚接触者の対応	5

1 事前準備

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、できる限り多くの避難所を確保し開設する。

① 指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保

- ・発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※臨時避難所として自治会公民館等の活用も検討する。

※体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

※居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意する。

- ・臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する。（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施。）
- ・臨時避難所を開設する場合を想定して、職員等の具体的な役割分担、手順を確認する。

② 臨時避難所への支援体制の構築

- ・適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

(2) 避難所のレイアウト等の検討

- ① 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する。
- ② 発熱、咳等の症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

① 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する。

また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

② 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- ・避難者等の健康管理用：非接触型体温計、血圧計 など
- ・避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・マスク・カッパ など
- ・その他資材：パーティション、ビニルシート、仮設トイレ など

(4) 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

- ① 医療関係者に対し、発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。
- ② 避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師を巡回させ、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。
- ③ 避難者の健康状態を効率的に把握するため、「感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を準備する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話をを行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を管轄の保健所と協議する。
- ⑤ 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する。

（5）発熱者等のための専用スペースの確保

- ① 発熱者等のために、専用のスペースを確保し、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。
※体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する。
※専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。
- ② 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- ③ 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニルシート及びテント等を準備する。
- ④ 各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の設置を検討する。
- ⑤ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

（6）避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

軽症の場合であっても、一般の避難所に滞在することは適当でないため、管轄の保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、移送方法及び移送する際の役割分担・手順等についてあらかじめ決めておく。

（7）自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等（以下「自宅療養者」という。）及び新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触者（以下「濃厚接触者」という。）の避難支援を円滑に行うため、管轄の保健所との間で事前に協議を行い、一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等についてあらかじめ決めておく。

(8) 住民への周知

広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。

自宅の安全確保

自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。

指定避難所及び臨時避難所の所在地

自宅からの適切な避難所を確認すること。

避難所以外への避難の検討

- ・ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・ 学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること。

※換気等を十分行うよう注意する。

※災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する。

※車中泊はエコノミークラス症候群対策に注意する。

- ・ 安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること。

必要な物資等の持参

市町村の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び清潔品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。

避難時に発熱、咳等の症状がある者、濃厚接触者の場合

避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。

(9) 避難所運営を行う職員等の安全の確保

避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を事前に実施する。

2 災害時の対応

(1) 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線等で次の事項を周知する。

- ① 上記1（8）記載の住民への周知内容。
- ② 指定避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等。

(2) 避難所における感染症対策

- ① 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹼と水で手洗いする（食事前、トイレ使用後、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ② 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- ③ アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ④ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- ⑤ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ⑥ 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。

※換気は定期的（1時間に1回程度）に行う。

※居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。

- ⑦ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。
- ⑧ 布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑨ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- ⑩ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。

(3) 避難者の健康管理

- ① 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。
※「感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を適宜利用する。
- ② 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は専用のスペースに隔離し、医師の診察を受けさせる。
- ③ 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。

- ④ 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

※車中泊はエコノミークラス症候群対策に注意する。

- ⑤ 高齢者・基礎疾患有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

（4）発熱者等の対応

- ① 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニルシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。
- ② 発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる。
- ③ 発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。
- ④ 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- ⑤ 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・マスク・カッパ等の防護具を着用させる。
- ⑥ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

（5）避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

管轄の保健所と行った上記1（6）の協議に基づき対応する。

（6）自宅療養者及び濃厚接触者の対応

管轄の保健所と行った上記1（7）の協議に基づき対応する。